



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	渡部保夫教授の経歴と業績
Author(s)	白取, 裕司; SHIRATORI, Yuji
Citation	北大法学論集, 43(6), 245-259
Issue Date	1993-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15510
Type	other
File Information	43(6)_p245-259.pdf



渡部保夫教授の経歴と業績

白取 祐司

渡部保夫教授は、一九五五年四月、判事補に任官され三十年間裁判官として勤められたのち、北海道大学法学部教授として研究者としてのスタートを切られた。裁判所時代の三十年間のうち、民事事件を担当された五年間を除き、二五年間くらい、刑事事件及び少年事件を担当された。この間、とくに著名な事件では、社会党代議士恐喝事件（昭和四二・二一・二四）、青梅事件第二次控訴審無罪判決（昭和四三・三・三〇）、梅田事件再審開始抗告審決定（昭和六〇・二・四）、北炭ガス爆発事故事件（昭和四六・二・一六）、北大電気メス禍事件（昭和四九・六・二九）等に関与している。個々の担当事件については余り語られないが、「日本の刑事裁判——何が問題か——」（一九八八年）（出典は後掲「業績」）に譲る。以下同じ）、『病める裁判』

（一九八九年）、「刑事事実認定における若干の事例と文献」（一九八六年）、「職業裁判官と事実認定」（一九八九年）及び札幌弁護士会編『無罪事例集』（一九八六年）などを見ると、平均的裁判官よりかなり無罪率が高いこと、法律解釈では伝統にあまりとらわれない自由な解釈が多いこと、量刑では、悪質な事件について遠慮なく求刑どおりの刑を言い渡す反面、情状酌むべき事件については躊躇することなく執行猶予をつけていたことが窺われる。また、訴訟指揮については、ひところの「荒れる法廷」に対してかなり厳しい訴訟指揮をしたが、事件の実体に関しては被告人の言い分や弁護人の主張に十分耳を傾け、多くの弁護士、検察官から信頼を受けていたようである。

渡部教授の裁判官としての詳細な経歴は、後掲「経歴」に譲

るが、一九六九年四月から一九七七年三月まで札幌地方裁判所の所長代行として、さらに一九七八年四月から一九八一年三月までは最高裁判事調査官室の上司調査官として司法行政にも関わった。この間、札幌地裁では平賀書簡事件が発生し、渡部教授は所長代行として収拾等に苦勞されたようである。教授は司法修習生の同期の中でも、最も早く地裁及び高裁の総括判事となり将来を囑望されていたが、突如学界に身を転じた。その理由は、当時の新聞報道などによると、戦後の著名刑事裁判記録を編纂したい、ということが挙がっているが、その後の研究業績からみると、それとともに刑事の事実認定に関する研究をまとめたかったのではないかと推察される。

「経歴」としては、このように実務家から大学研究者へと大きく転身されたが、渡部教授の問題関心は一貫して、どうすれば正しい事実認定ができるか、誤判が防止できるかということであったように思われる。すなわち、刑事裁判における証拠と事実認定の研究であり、そこからさらに、刑事司法の在り方にも向かわれた。「事実認定研究」の重要性は誰もが認めるものであるが、同時に実務家ならざる研究者にはアクセスが困難で、従来十分研究が深められてきたとは言いがたい状況にあった。しかし、現実の誤判・冤罪を防止し、再審等で誤った事実認定を

匡正するために、自己評価の際の注意則、状況証拠評価の実証的研究などの事実認定研究こそが深められなければならない筈である。渡部教授の三十年間の裁判官生活を通じて培われた、この問題に対する関心と蓄積を待つてはじめて、『無罪の発見』（一九九二年）に集大成されたような比類なき「業績」を物されるのが可能となった。後掲「業績」欄に見るように、渡部教授の関心は多彩で、決して事実認定研究にのみ止まるものではないが、同研究を通じて果たされた教授の学界を超えた役割・功績に鑑みて、特に事実認定に関するものを中心に教授の「業績」を振り返えることをお許し願いたい。

事実認定研究の分野における渡部教授の代表的な業績として、まず「自己の信用性の判断基準と注意則について」（一九八二年）を挙げることができる。この論文は、自己の信用性の判断に役立つ基準ないし留意事項を多数の裁判例・上告趣意・弁論集・事実認定研究書などから抽出し、分析・整理したもので、その例証の豊富さと明快な論理が実務に与えた影響は計り知れない。それまでの学界は、自己の信用性よりも、デュー・プロセスと結び付けた「任意性」論に終始する傾きにあった。しかし、自己の任意性を否定しただけに足りない裁判所に誤判を認めさせるには、単なる抽象論だけでは足りず、自己内容に踏み込

んでその変遷の有無・程度、客観的裏付けの有無を明らかにしなければならぬ。判例の流れも、自白内容自体の具体性・詳細性・迫真性等からする直観的印象を重視する立場から、自白の変遷等の検討を通じてより分析的・客観的に判断しようとする流れに変わってきたといわれている（木谷明「犯行と被告人との結びつきについて（中）」判例タイムズ七五〇号（一九九一年））。このような動向を前にしてなお、無力をかこっていた学説の水準を一気に引き上げたのが、教授の右論文であった。第六六回日本刑法学会（一九八八年）における共同研究「刑事裁判における事実認定の諸問題」の第一報告が「自白調書の信用性の評価」（守屋判事）であったのも、この問題の重要性を学界も認識しはじめた証左といえようか。因みに、この共同研究における渡部報告「職業裁判官と事実認定」では、職業裁判官が誤った有罪を言い渡してしまう原因を、当の裁判官の証拠評価に対する「考え方・態度」の違いにあるとして具体的に四点到にわたって指摘し、さらに「考え方・態度」に影響する要因を析出している。自白については、裁判官が予断・知識不足のため「虚偽」の自白調書を安易に信用してしまいがちな点を挙げ、自己の洞察力への過信を戒めている。ともあれ、学界にも強いインパクトを与えた渡部教授の「自白の信用性の判断基準

と注意則」が、この分野における基本文献として研究者・実務家に必ず参照されていることは言うまでもない。

ところで、渡部教授の事実認定に対するお考えを知る恰好の文章がある。それは、博士論文授与の対象ともなった著書「無罪の発見」の「あとがき」にあるもので、すこし長いが以下にそのままのかたちで引用する。「刑事裁判においては、有罪方向の証拠はしばしば誇張された形で存在することが多く、その反面、無罪方向の証拠はいろいろな証拠の陰に隠れて存在することが多いこと、そのため、事件担当者が通常の態度で接するならば、つい誤った有罪方向の心証を形成してしまいやすいこと、したがって探索的な態度で無罪の発見に努める必要があること、各種の証拠に特有な誤謬可能性に注意しながら、いろいろな方面における状況証拠を観察することに努力するならば、多くの場合、おぼろげながら真相がどの辺にあるかを把握することができであろうこと、しかし、人間の洞察力には限りがあること、関係者の努力にもかかわらずすべての証拠が法廷に現れたり又はすべての証拠の欠陥が法廷で暴露されるとは限らないこと、したがって、確実な証拠がない限り、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に忠実な態度をとる必要があること」である。ここで、著書の標題「無罪の発見」ということばに注

目したい。これは、「無罪の発見こそは刑事裁判官の絶対的責務」とするある裁判官のことに由来するようであるが（同書四〇八頁）、要は、刑事裁判官にとって重要なのは、「無罪の発見」、すなわち証拠の一面的評価を避け、被告人の弁解にも耳を傾けて、証拠の精密な検討を行い、何人にも異論のない確実な事実認定の基礎を確定するところまで到達できなければ、必ず証明不十分として無罪を言い渡すという心掛けである、ということである（四一―一頁）。この姿勢は、そのまま渡部教授の裁判官時代のものであったに違いないし、また同書に収められた事実認定に関する他の重要論文、「犯人識別供述の信用性に関する考察」、「状況証拠の評価と事実認定」でも無論貫かれている。前者の論文は、日本の裁判例にあらわれた実例のみならず、犯人識別供述に関する実証的研究の分野で豊富な蓄積をもつ英米の研究も広く参照された上で、犯人を誤って識別する諸要因を整理・分析した、これも浩瀚な論策である。後者の「状況証拠の評価と事実認定」は、状況証拠のもつ特質と危険性、状況証拠による事実認定の構造について豊富な事例を挙げて研究したものである。いずれも、誤判・無罪事例を素材とする実証的な研究であり、「証拠の一面的评价」を避けるためにどうすべきかについての理論・実践の論考といえる。しかし、裁判官が

いくら予断を排して適正な事実認定を行おうと心掛けたとしても、心理学あるいは行動科学の専門家ではない裁判官の洞察力には限界がある。そこで渡部教授は、「刑事裁判と行動科学鑑定」（一九九〇年）の中で、目撃証言の正確性・虚偽自白の可能性などに関する鑑定の有用性を強調される。ここで、梅田事件再審開始決定抗告事件で、札幌高裁（渡部保夫裁判長）が自白調書にある犯行が事件当夜の条件で可能であったか否かについての鑑定を、北海道大学文学部行動科学教室の教授に依頼したことが想起される。一部の杜撰な鑑定（人）を別にすれば、自白の任意性、信用性をより客観的・科学的に評価するための鑑定のより一層の活用が望まれるところであり、教授の提言が実務から前向きに受けとめられることを願わずにはおれない。

なお近時、判例の中に事実認定の適正化の動き、無罪事例の増加傾向がみられるといわれているが、それらが渡部教授を中心とする事実認定研究に依拠したものであろうとの指摘があることを付言しておきたい（座談会「刑事裁判は甦るか」の川崎発言。法学セミナー四四一号（一九九一年）二五頁）。

「事実認定」の研究は、いつてみれば現行システムを前提にした手続内在的なものに留まるが、渡部教授の「無罪の発見」への関心は、そこから更に制度ないし司法のあり方に向かった。

その第一のものが、被疑者尋問のテープ録音の導入の提案であり、第二に、キャリア裁判官に代わる陪審の導入である。まず、被疑者の尋問を終始テープレコーダーで録音すべきという提案であるが（「被疑者の尋問とテープレコーディング」被疑者尋問のテープ録音制度」等）、これはイギリスで一九八四年から実験的に始まった取調べをすべてテープ録音する捜査実務とその成功に触発されつつ、それを日本へ導入することの必要性と

現実の可能性を詳細に検討したものである。教授のこの提案は、多くの賛同者を得たものの、現在までのところ日の目をみえない。しかし、「圧迫的な取調べ、誤判、裁判の遅延を防止するために、他に適当な制度があるであろうか」との教授の問い掛けは、悪しき「密室・札問司法」から脱却できない捜査実務へのアンチ・テーゼとして真剣に受けとめられなければならない。

渡部教授の提起する第二の制度改革は、陪審制の導入である。教授のキャリアからみて一見奇異に見えるこの提言も、「疑わしきは被告人の利益に」の原則について長年裁判をやって感受性が鈍麻しやすい職業裁判官より、新鮮な気持ちで刑事裁判の鉄則にも忠実な陪審員による裁判の方が優れているという認識にもとづく（『病める裁判』二二二頁）。と同時に、官僚化し、

国民から遊離しがちな司法の現状を改善するには陪審制の導入が極めて有効であるという政策的展望も、教授の陪審制導入論のベースになっているように思われる（『テキストブック現代司法』第4章1、2、エピソード3）。三十年の裁判官としてのキャリアをもち、さらに事実認定研究の第一人者でもある渡部教授の提言だけに、強力な説得力をもつ。

以上に述べてきたような事実認定論及び法制度論のほかに、法解釈論の領域でも、数は相対的に多くはないが、貴重な業績を残されている。たとえば、後掲の判例解説「(一) 検察官の訴追裁量権の逸脱と公訴提起の効力 (二) 公訴の提起を無効ならしめるような訴追裁量権の逸脱とはいえない」とされた事例(三) 刑法四一一条にあたらないとされた事例(昭和五五・一二・一七最高一小決)は、内外の文献を徹底的に渉猟・吟味されたうえで書かれた四〇頁もの労作であり、当時における公訴権濫用論の集大成として高く評価されている。また、同解説「常習賭博罪の常習性が認められるとされた事例(昭和五四・一〇・二六最高二小決)では、「常習」賭博罪に営業賭博を含める最高裁判例について、賭博の社会的意義、比較法等を踏まえ、その適用の限界を明らかにする。いずれも最高裁調査官時代のものであるが、凡庸な論説を遙かに凌ぐ「判例解説」

である。

さて、渡部教授の「業績」を振り返って気がつくことのひとつは、「対談」「講演」の比重が大きいことである。そのテーマは多様だが、それぞれが周到な準備の下に行われた高度な内容をもつにも拘わらず、話しことばで飾らず、簡明に論じられていることに驚かされる。法学部の市民公開講座で話されたことをまとめられた内容がそのままノンフィクション文学賞の受賞作品になったことも、ゆえなしとしない（『刑事裁判ものがたり』）。これは、当事者の言い分に耳を傾けようという裁判官時代からの姿勢に連なる教授のお人柄によるものであろう。このような姿勢は、学生向けの「演習刑事訴訟法」のようなお仕事にも貫かれている。渡部教授は、豊富な実務経験を背景とした多くの業績によって実務と学界の架け橋となったのみならず、その誠実で分かりやすい語り口を通して、市民と刑事法学との距離をも縮められた。渡部教授は、著名刑事裁判記録の編纂など、なお、幾つかの未完成のテーマを抱えておられるようである。だとすると、本来の意味での「経歴」と「業績」の回顧は、もっと先のことになりそうである。

渡部保夫教授経歴

渡部保夫教授の経歴と業績

昭和四一年	四月	東京高等裁判所判事職務代行	平成四年	五月	イギリス(ウエルズ大学カーディフ・ロースクール等)へ海外出張(九月まで)
昭和四三年	四月	札幌地方裁判所・家庭裁判所判事			
昭和四〇年	四月	東京地方裁判所・家庭裁判所判事	平成四年	五月	イギリス(ウエルズ大学カーディフ・ロースクール等)へ海外出張(七月まで)(大和日英基金による)
昭和三八年	四月	秋田地方裁判所・家庭裁判所判事補			
昭和三七年	四月	東京高等裁判所判事職務代行			
昭和三五五年	八月	東京地方裁判所・家庭裁判所判事補	平成三年	六月	イギリス(プリストル大学、ウエルズ大学カーディフ・ロースクール等)へ海外出張(七月まで)(大和日英基金による)
昭和三二年	四月	函館地方裁判所・家庭裁判所判事補	平成三年	六月	イギリス(プリストル大学、ウエルズ大学カーディフ・ロースクール等)へ海外出張(七月まで)(大和日英基金による)
昭和三〇年	四月	青森地方裁判所・家庭裁判所判事補	平成二年	三月	ドイツ連邦共和国へ海外出張(四月まで)
昭和二八年	三月	司法修習生の課程終了			
昭和二六年一〇月		司法試験合格	昭和六二年	五月	アメリカ合衆国及びカナダへ海外出張
昭和二五年	四月	(旧制)東京大学法学部入學	昭和六〇年	四月	北海道大学法学部教授(刑事法講座)
昭和二四年一〇月		司法試験合格	昭和六〇年	四月	北海道大学法学部教授(刑事法講座)
昭和二二年		(旧制)第二高等学校文科甲類卒業	昭和五六年	四月	札幌高等裁判所判事
昭和二〇年		(旧制)第二高等学校文科甲類卒業	昭和五二年	四月	最高裁判所刑事調査官
昭和一八年		北海道室蘭市に生まれる	昭和五二年	四月	最高裁判所刑事調査官

平成 四年一二月 学位（法学博士）を授与される

平成 五年 三月三十一日 北海道大学教授定年退官

非常勤講師

北海学園大学、札幌学院大学

学会関係など

日本刑法学会、法社会学会。

自由人権協会（一九九〇年より理事）

渡部保夫教授業績一覽

実務刑事弁護(仮題)(共編著)(予定)

第一法規

II 論説・翻訳等

I 著書・編著・訳書

一九八七年(昭和六二年)

刑事裁判ものがたり

潮出版社

一九七五年(昭和五〇年)

刑事上の過失について

刑法雑誌二〇卷三二四号

一九八九年(平成元年)

刑事裁判の光と陰——有罪率九九%の意味するもの(共編著)

有斐閣

自動車の一斉検問に関する最高裁決定について

ジュリスト七二九号

一九八一年(昭和五六年)

公訴権濫用論に関する最高裁決定について——チッソ水俣病補償請求関連傷害事件

ジュリスト七三七号

病める裁判——冤罪・死刑・陪審(共著)

文芸春秋

一九八二年(昭和五七年)

フレッド・E・インポージョン・E・リード||ジョセフ・P・バックリー・明白——真実への尋問テクニク(共訳)

ぎょうせい

一九九二年(平成四年)

テキストブック・現代司法(共著)

日本評論社

無罪の発見——証拠の分析と判断基準

勁草書房

一九九三年(平成五年)

一九八五年(昭和六〇年)

岩田誠先生傘寿祝賀「刑事裁判の諸問題」判例タイムズ社

マーシャル・ハウツ「証拠と証明——主として犯罪の証明(1)」(吉田敏雄訳)の注解 北海学園大学法学研究一八巻一号

徳島ラジオ商事件再審無罪と司法の過誤の防止策

ジュリスト八四六号

訟法)

法学教室八〇号

犯人識別供述の信用性に関する英国控訴裁判所刑事部の一判決

被疑者の取調べ・受忍義務・弾劾的捜査観など(演習刑事訴訟

— Reg v. Turnbull 1977. Q.B. 224 — (1977)

法)

法学教室八〇号

判例タイムズ五五九号

父は起訴された、公訴権濫用論、公訴の取消し(演習刑事訴訟

被疑者の尋問とテープレコーディング——捜査権と人権との賢

法)

法学教室八一号

明で適度を調整方法(法と現代)

判例タイムズ五六六号

必罰は常に正義の実現か、検察官の客観義務(演習刑事訴訟法)

一九八六年(昭和六一年)

法学教室八一号

刑事事実認定に関する若干の事例と文献

日弁連・特別研修叢書(昭和六〇年度)

第一回公判が始まった、証拠開示で紛糾、主尋問と誘導尋問(演

J. Baldwin: The Police and Tape Recording, Crim. L. R. 1985.

習刑事訴訟法)

(警察官による被疑者の取調べとテープ録音)(共訳)

法)

法学教室八三号

判例時報一一九五号

公判手続の諸原則、とくに公判中心主義について(演習刑事訴

被疑者尋問のテープ録音制度

判例タイムズ六〇八号

訟法)

法学教室八三号

捜査活動と人権をめぐる国家賠償請求の理論動向(特集・警察

の捜査活動と人身の自由)

法律時報五八卷一〇号

A君の父、有罪判決を受く、自白の任意性と信用性、状況証

一九八六年学界回顧・刑法(共著)

法律時報五八卷一三三

拠の重要性(演習刑事訴訟法)

法学教室八四号

一九八七年(昭和六二年)

判例時報二二二九号、二二三三号、二二三三三

刑訴法を面白く勉強する方法(演習刑事訴訟法)

刑法論文問題・答案と解説(1)共犯、(2)人の始期と終期)

法学教室七九号

月刊アーテイクル一六号

A君の父が逮捕された、接見交通権、勾留の理由(演習刑事訴

刑法論文問題・答案と解説(1)窃盗罪、(2)暴行・傷害と被害者

の同意)

月刊アーテイクル一七号

学説と実務——刑事訴訟の学説と実務(特集・法学の歩み四〇年)

刑法論文問題・答案と解説(1)業過と原因において自由な行為、

法学教室一〇〇号

(2)文書偽造罪)

月刊アーテイクル一八号

誤判の構造

刑法論文問題・答案と解説(1)同時傷害、(2)名誉棄損罪)

日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(下)[昭和六三年版]

月刊アーテイクル一九号

「公訴官に関する規則」(Code for Crown Prosecutors)——イギリスにおける公訴官の訴追基準の紹介(共著)

刑法論文問題・答案と解説(1)事後強盗罪、(2)強盗致死傷罪)

北大法学論集四〇巻一号

月刊アーテイクル二一号

保釈制度の運用 ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点(新版)

一九八七年学界回顧・刑法(共著)

法律時報五九巻一三三号

登山事故と過失と法的責任について

一九八八年(昭和六三年)

追悼・報告1985山形東高等学校山岳部雪洞事故「イサヤ・レクイエム」

刑法論文問題・答案と解説(1)間接正犯、(2)名誉棄損と侮辱)

一九九〇年(平成二年)

月刊アーテイクル二四号

刑事裁判と行動科学鑑定

誤った捜査を防止するために(1)〜(6)・完)

石松竹雄判事退官記念「刑事裁判の復興」勁草書房

捜査研究四三三号、四三四号、四三五号、四三七号、四三八号、四四〇号

石松竹雄判事退官記念「刑事裁判の復興」勁草書房

虚偽自白と弁護活動

自白の信用性の判断基準(上)(中)(下)

日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(下)[昭和六二年版]

捜査研究四六六号、四六七号、四六八号

今日の司法問題を考える——国民のための司法構築には何が必

要か

要か

イギリスの死刑誤判事件をめぐって——法廷にあらわれた証拠

一九八八年学界回顧・刑法(共著)

日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(下)[平成二年版]

一九八八年学界回顧・刑法(共著)

法律時報六〇巻一三三三巻七号

日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(下)[平成二年版]

一九八九年(平成元年)

日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題(下)[平成二年版]

「晴山事件」を軸に「誤判の可能性」を問う

月刊Asahi三巻二号

Ⅲ 判例評釈・解説等

一九七七年(昭和五二年)

刑法一七五条後段にいう「販売ノ目的」の意義(昭和五二・一

二・二二)最高一小判)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五二年度・法曹会

一九七八年(昭和五三年)

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律一五条の法意(昭和五三・二・三

最高三小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五三年度・法曹会

控訴審の手續と刑法三二四一条一項の準用の有無(昭和五三・

二・二八)最高三小判)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五三年度・法曹会

一九七九年(昭和五四年)

(一) 刑法三二八条ノ二にいう「安全ナル場所」の意義(二)

刑法三二八条ノ二にいう「安全ナル場所」に解放したとされ

た事例(昭和五四・六・二六)最高三小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五四年度・法曹会

常習賭博罪の常習性が認められるとされた事例(昭和五四・一

〇・二六)最高二小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五四年度・法曹会

一九八〇年(昭和五五年)

刑法八条二項による審判の併合請求が認められた事例(昭和

五五・七・一七)最高一小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五五年度・法曹会

(一) 警察官による交通違反の予防、検挙を目的とする自動車

の一斉検問の適法性(二) 交通の安全及び交通秩序の維持な

どに必要な警察の諸活動と警察法二条及び警察官職務執行法

一条との関係(昭和五五・九・二二)最高三小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五五年度・法曹会

(一) 検察官の訴追裁量権の逸脱と公訴提起の効力(二) 公訴

の提起を無効ならしめるような訴追裁量権の逸脱があるとは

いえないとされた事例(三) 刑法四二一条にあたらな

された事例(昭和五五・一二・一七)最高一小決)

最高裁判所判例解説刑事事篇昭和五五年度・法曹会

一九八六年(昭和六一年)

遺体なき殺人事件と自白の信用性（昭和六〇・三・一三東京地判）

昭和六〇年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊八六二号）まぼろしの名判決——阿波村殺人事件無罪判決（昭和二六・四・一一津地判）

判例時報一二一〇号

一九八七年（昭和六二年）

水風呂に入っている泥酔者の内妻をそのまま放置して死亡させた事案について、保護者遺棄致死罪を認めた原判決を破棄して重過失致死罪を認めた事例（昭和六〇・一二・一〇東京高判）

判例時報一二一五号

〔一〕受交付金員が起訴外の供与及び選挙運動の正当費用に費消された場合と公職選挙法二二四条による追徴〔二〕上告審において原判決中没収追徴の部分のみが破棄された事例（昭和六二・一二・一一最高二小判）

判例時報一二八八号

一九八九年（平成元年）

常習累犯窃盗の罪と別の機会に窃盗目的で犯された軽犯罪法一条三号（窃盗具携帯）の罪との罪数関係（昭和六二・二・二三最高二小決）

昭和六二年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊九一〇号）

免許停止処分となった交通事故が刑事裁判で無罪となつた場合において、右処分歴に基づく非反則者に対する公訴の提起が適法であるとされた事例——行政処分の公定力は刑事裁判に及ぶか（昭和六三・一〇・二八最高二小決）

共犯者の供述に信用性を認めた原判決が破棄された事例——いわゆる山中事件上告審判決（平成元・六・二二最高一小判）

判例時報一三三二二号

一九九〇年（平成二年）

小学四年生の少女に対する強制わいせつ事件につき被告人が犯人であるとす右少女の供述等の信用性を肯定した原審の有罪判決が破棄され第一審の無罪判決が維持された事例——板橋強制わいせつ事件上告審判決（平成元・一〇・二六最高一小判）

判例時報一三五五号

一九九一年（平成三年）

監督過失(2)——信越化学事件（昭和五三・三・九新潟地判）

公務員の地位利用と斡旋収賄罪（昭和四三・一〇・一五最高二小決）

目撃者の証言の信用性（平成三・二・一五大阪高判）

別冊ジュリスト・刑法判例百選I各論（第三版）

別冊ジュリスト・刑事訴訟法判例百選（第六版）

Ⅳ 座談会・講演・提言等

一九七二年（昭和四七年）

憲法裁判——二つの基本的なあり方（学芸）

北海道新聞（五月二日付）

一九八五年（昭和六〇年）

裁判記録編纂に協力を——冤罪事件や誤判を防ぐためにも（論壇）

壇）

朝日新聞（九月二〇日付）

一九八六年（昭和六一年）

法と常識（講演）
札幌学院評論六号

警察の取調室に録音機を——虚偽の自白強要防ぎ誤判をなくせ

（論壇）

朝日新聞（一〇月二九日付）

刑事裁判記録保存の必要性——裁判記録保存法シンポジウムに

おける基調報告

日弁連司法制度調査会「裁判記録保存法シンポジウム」

一九八七年（昭和六二年）

刑事裁判の実態——九九・八六%の有罪率をめぐる（座談会）

自由と正義三八巻二号

ある殺人事件を追って（第六回潮賞ノンフィクション部門特別
賞受賞作品）
潮九月号

裁判の構成と判・検交流——否定できない思想統制

朝日新聞（一一月二六日付）

一九八八年（昭和六三年）

日本の刑事裁判——何が問題か——（講演）

全友会ニュース特別号

冤罪と闘った私の場合——弘前事件の那須隆氏との対談

潮三月号

冤罪と闘う——三十四年目の青い空——梅田義光氏との対談

潮七月号

冤罪との闘い——死刑台からの生還——免田栄氏との対談

潮十一月

冤罪の構造と病理（対談）

諸君二〇巻三号

「目撃証言」は信用できるのか（対談）

諸君二〇巻四号

裁判官は「シャバの風」を知らない（対談）

諸君二〇巻五号

状況証拠こそ最良の証拠（対談）

諸君二〇巻六号

真実の供述はツバメ型（対談）

諸君二〇巻七号

裁判所には地獄部と極楽部がある（対談）

諸君二〇巻八号

真犯人が出て覆えらない有罪判決（対談）

諸君二〇巻九号

国家は人を処刑しうるか (対談)

諸君二〇卷一〇号

誤判事件の研究から (日本弁護士連合会「裁判の現状と改革の展望」シンポジウム・パネラー講演)

「死刑」こそ野蛮の証明 (対談)

諸君二〇卷一一号

「展覧」シンポジウム・パネラー講演

なぜ嫌われる陪審制 (対談)

諸君二〇卷一二号

日弁連「司法改革の提言」

一九八九(平成元年)

陪審制は誤判を救済する (対談)

諸君二二卷一号

最高裁調査官の仕事の実情と制度の評価

刑事裁判再生への道 (対談)

諸君二二卷二号

法と民主主義二五四号

陪審制について (続「司法にとって何が必要か!」) — NHK

日本の司法の現状について (ドイツ連邦憲法裁判所判事ユルゲン・キューリンク氏を迎えて・札幌シンポジウム基調報告)

テレビシンポ「開かれた裁判」をめぐる私の提言(第二弾)

法と民主主義二六四号

ラウト・デンケン (随想)

法と民主主義二三五号

ドイツの司法改革 北海道新聞(一一月一日付)

歪んだ裁判——刑事裁判の原点と現点 (対談)

ジュリスト九三二号

イギリスの死刑誤判事件に関連して——合理的な疑いを越える証明・再考 北大法学論集四一卷三号

法学セミナー三四卷一〇号

梅田事件はなぜ起こったか (講演)

北見文芸二〇号

一九九〇年(平成二年)

書評パトリック・デヴリン「イギリスの陪審裁判」、メルビン・

ドイツの死刑誤判事件に関連して——合理的な疑いを越える証明・再考

B・ザーマン「陪審裁判への招待」東京新聞(四月一日付)

法律時報六二卷五号

判例集と私

法律時報六二卷五号

冤罪の日米比較 (座談会) (1) (2) (3)

諸君二二卷五号、六号、七号

一九九一年(平成三年)